

公告第866号
令和4年10月4日

スズケン健康保険組合
理事長 田村 富志

組合規約の一部変更について

別紙内容の組合規約の一部変更について、東海北陸厚生局長より認可されましたので公告いたします。

規約変更書

スズケン健康保険組合理約の一部を次のように改正する。

第28条(理事、理事長及び監事の選挙)

第48条(予備費の費途)

第49条(準備金の保有方法)

第50条(準備金以外の積立金の保有方法)

第52条(公告の方法)

上記について各新旧条文対照表の通り変更する。

附則

(施行期日)

この規約は、令和4年11月1日から施行する。

規約変更理由書

第28条(理事、理事長及び監事の選挙)については、コロナ禍等での選挙に配慮し、効率的な選挙運営を行えるよう立候補制を導入すること、第48条(予備費の費途)については、現状の支出科目に合わせて表記を改めること、および事務所費の予算立案と実績対比精度を向上させること、第49条(準備金の保有方法)については、現在の事業運営基準に準じた表記に改めること、第50条については第49条の変更に準じた表記に改めること、第52条(公告の方法)については、公告の周知と徹底及び即時性向上を図ることを目的に変更するものです。

新	旧
(理事、理事長及び監事の選挙) 第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。 ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りでない。	(理事、理事長及び監事の選挙) 第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。 2 (略)
(予備費の費途) 第48条 一般勘定の予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 保険給付費 (2) 納付金 (削る) (削る) (削る) (削る) (3) 保健事業費 (4) 還付金 (削る) (5) 財政調整事業拠出金 (6) 事務所費	(予備費の費途) 第48条 一般勘定の予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 保険給付費 (2) 前期高齢者納付金 (3) 後期高齢者支援金 (4) 老人保健拠出金 (5) 日雇拠出金 (6) 退職者給付拠出金 (7) 保健事業費 (8) 還付金 (9) 老人保健施設費 (10) 財政調整事業拠出金 (新設) 2 (略)
(準備金の保有方法) 第49条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の3に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。 (1) 郵便貯金 (2) 臨時金利調整法(昭和22年法律第181号)第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託(運用方法を特定するものを除く。) (3) 公社債投資信託(外国債を運用の中心とするもの又はは外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。) (4) 国債又は地方債 (5) 政府保証債又は金融債 (6) 担保付社債 (7) 抵当証券 (8) コマーシャルペーパー (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金 (10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金 (削る) (11) 法第150条の規定による施設である土地及び建物 2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。	(準備金の保有方法) 第49条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の3に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。 (1) 銀行への預金又は郵便貯金 (2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託(運用方法を特定するものを除く。) (3) 公社債投資信託の受益証券の取得(外国債を運用の中心とするもの又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。) (4) 国債証券又は地方債証券の取得 (5) 特別の法律により法人の発行する債権で、その債権に係る債務を政府が保証しているもの又は金融機関の発行する債権の取得 (6) 償還及び利子の支払の遅延のない物上担保付又は一般担保付の社債の取得 (7) 抵当証券の取得 (8) コマーシャルペーパーの取得 (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金 (10) 健康保険組合連合会が組合の共同目的を達成するために設置する施設に対する出資金 (11) 組合間の共同事業として実施する高額医療費及び出産費に係る貸付事業に対する出資金 (12) 法第150条の規定による施設である土地及び建物の取得 2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。
(準備金以外の積立金の保有方法) 第50条 準備金以外の積立金は、前条第1項第1号から第10号までの方法により保有しなければならない。	(準備金以外の積立金の保有方法) 第50条 準備金以外の積立金は、前条第1項第1号から第11号までの方法により保有しなければならない。
(公告の方法) 第52条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合の掲示板及びホームページに掲示する。	(公告の方法) 第52条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合(及び事業所)の掲示板に掲示する。
附則 (施行期日) (理事、理事長及び監事の選挙) (予備費の費途) (準備金の保有方法) (準備金以外の積立金の保有方法) (公告の方法) この規約は、令和4年11月1日から施行する。	